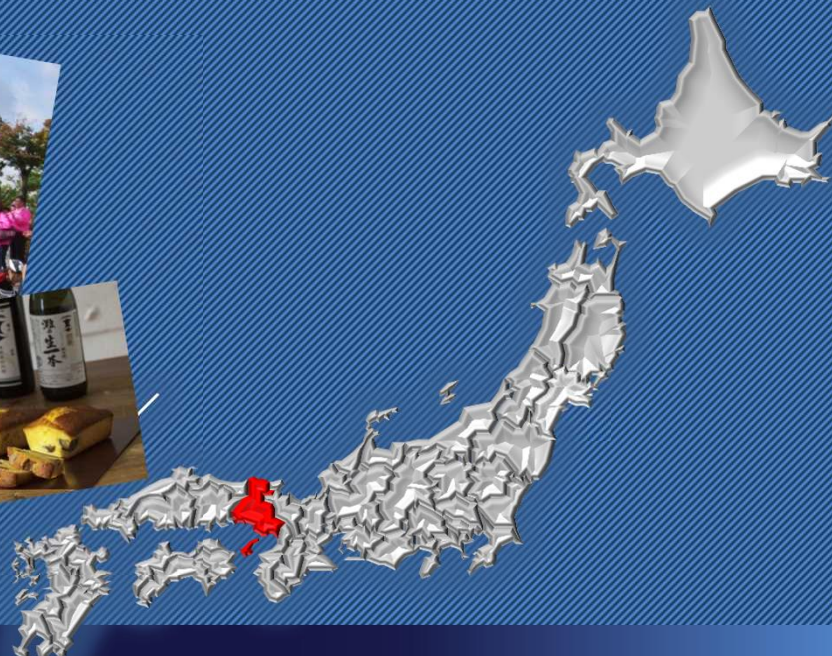


Hyogo Prefecture



兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課障害政策班（障害者権利擁護担当）

障害者差別解消法の概要

【平成28年3月1日現在】



お問い合わせ先：078-362-9104

01 障害者差別解消法が成立するまで

平成18年

第61回国連総会「障害者の権利に関する条約」を採択（H20発効）

平成19年

日本「障害者の権利に関する条約」に署名

民主党政権の誕生（平成21年9月～）

平成21年

内閣府に「障がい者制度改革推進会議」を設置

平成22年

政府「障害者制度改革のための基本的な方向について」閣議決定

平成23年

改正障害者基本法の公布（一部を除き公布日から施行）

自民党が政権復帰（平成24年12月～）、自・公・民の超党派による内容検討を通じて閣法として提出

平成25年

障害者差別解消法閣議決定・衆参両院可決・公布（6月）・条約承認

平成26年

NYで「障害者の権利に関する条約」批准書を国連事務総長に寄託

平成28年

障害者差別解消法施行（4月～）

02 障害者権利条約 (1)

障害者権利条約とは

- (1) 障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者に関する初めての国際条約（締結国・地域160国）
- (2) 条約の原則（無差別・平等・社会への包容等）、政治的権利、教育・健康・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力、締結国による報告等、幅広い分野を網羅

当事者の参画

Nothing About Us Without Us（私たちのことを、私たち抜きで決めないで）

- (1) 通常の条約起草交渉は政府間で行われるが、障害者権利条約は起草委員会に障害者団体は傍聴だけでなく、自ら発言する機会も確保（名実ともに障害者のための条約）
- (2) 日本政府代表団には障害当事者が顧問に加わり、起草交渉に積極的に関与
- (3) 日本から延べ200人の障害者団体関係者が、ニューヨークの国連本部で起草委員会を傍聴

【写真：外務省ホームページ】



条約締結と今後の取組

- (1) 内閣総理大臣を本部長、全閣僚をメンバーとする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、条約締結に向けて国内法を整備
- (2) 障害者差別解消法の成立を踏まえて平成25年10月から条約締結に向けた議論を開始、平成26年に141番目の締結国へ
- (3) 条約（第33条）に基づき、国内のモニタリング実施機関として「障害者政策委員会」を設置
- (4) 条約の義務の履行状況等に関し、条約（第35条）に基づき設置された国連の「障害者の権利に関する委員会」にて審査

【写真：外務省ホームページ】



03 障害者権利条約 (2)

障害者の権利に関する条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities)

【第一条 目的 (Article 1 Purpose)】

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

条約の一般原則 (第3条)

- (a) 固有の尊厳、個人の自律 (自ら選択する自由を含む。) 及び個人の自立の尊重
→ 意思決定過程における障害当事者の関与
- (b) 無差別
→ 平等・無差別と合理的配慮 (合理的配慮の否定を障害者に対する差別に含めたことが大きな特徴)
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
→ 全ての障害者が平等の選択機会をもって地域社会で生活する権利
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

【その他重要な規定】

- 国内の実施と監視 (第33条→内閣府に障害者政策委員会を設置)
- 国による報告 (第34条→条約に基づき設置されている「障害者の権利に関する委員会」への報告)

04 障害者差別解消法による規制

	法的義務	参照	主な内容
一般的な事項 (サービスの提供等) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">障害者差別解消法</div>	①不当な差別的取扱いの禁止 → 法的義務 ②合理的配慮の不提供の禁止 → [行政] 法的義務 [事業者] 努力義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律 ・ 基本指針 ・ 事業分野ごとの対応指針 	【不当な差別的取扱いの禁止】 ○財・サービスの提供を拒否したり、場所・時間帯等を制限する等の不利な取扱いをしてはならない。 【合理的配慮の不提供の禁止】 ○障害者から意思の表明があった場合、社会的障壁を取り除くための配慮を行う（実施が過重な負担とならない場合）。 ○双方の建設的な対話等を通じて必要かつ合理的な範囲内で柔軟に対応を行う。
事業主の立場で労働者に行う措置 (雇用・就業等) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">障害者差別解消法 障害者雇用促進法</div>	①不当な差別的取扱いの禁止 → 法的義務 ②合理的配慮の不提供の禁止 → 法的義務 ③相談窓口の設置 → 法的義務 ④自主的な紛争解決の仕組み → 努力義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律 ・ 基本方針 ・ 差別禁止指針 ・ 合理的配慮指針 	【不当な差別的取扱いの禁止】 ○募集・採用において均等な機会を提供する。 ○賃金決定や教育訓練、福利厚生施設利用等で均等に取扱う。 【合理的配慮の不提供の禁止】 ○募集・採用において、申出に基づき必要な措置を実施する。 ○均等待遇や能力発揮の支障となる事情を改善するために必要な施設整備、援助者の配置等を行う。 ○事業主に過重な負担となる時はこの限りでない。

05 法解釈の留意事項

	法の規定		運用上の留意事項
法違反への対応	事業者への規制	<p>主務大臣による報告の徴収並びに助言、指導及び勧告 (法第12条)</p> <p>地方公共団体の長等が処理する事務 (施行令第3条)</p>	<p>①法施行令(第3条)により、個別法で指導・監査権限が都道府県知事・市町長に下りている事業分野については、差別解消のための報告徴収・指導・勧告も、主務大臣に代わって都道府県知事・市町長が実施する。</p> <p>②定例の監査等で障害者差別に関する状況を確認するが、悪質なケースの情報提供等があった場合は個別に調査を行うこともある。</p>
	行政機関への規制	規定なし	<p>①処分性を伴う行政行為の場合は、行政不服審査法に基づく不服申立の中で必要な措置を行う。</p> <p>②処分性を伴わない行政行為の場合は、当該機関の服務規律に従い、必要な措置を行う。</p>
	障害者の保護	私法上の効力なし	<p>①差別解消法をもって法律行為の無効化や、合理的配慮の請求権を導くことはできない。</p> <p>②救済は民法の一般原則(公序良俗・信義則違反、不法行為等)に基づき、民事訴訟で行う。</p>
法解釈の留意点	個人に対する規制は対象外		一般私人や個人の思想・言論等の自由は、憲法上保障されている権利であるため対象にならない。
	障害者間の差別は対象外		不当な差別的取扱いは、障害者でない者との平等な扱いができていのかどうか対象となる。
	間接的な差別は対象外		あくまで障害者本人を対象としており、障害児を持つ親が受けた行為等は差別には該当しない。

06 障害者差別解消法の基本構造

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

第一条 この法律は、[略] 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ [略] 障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、**障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会**の実現に資することを目的とする。

不当な差別的取扱いの禁止

行政機関等・民間事業者 → **法的義務**

正当な理由がないのに、障害があるということによって**サービス等の提供の拒否・制限**をすること



合理的配慮の不提供の禁止

行政機関等 → **法的義務** 民間事業者 → **努力義務**

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があつたにも関わらず、**社会的障壁を取り除く合理的な配慮をしないこと**



※国民の責務としては、第4条「国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、**障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。**」

07 合理的配慮等が求められる社会的障壁

社会的障壁とは？

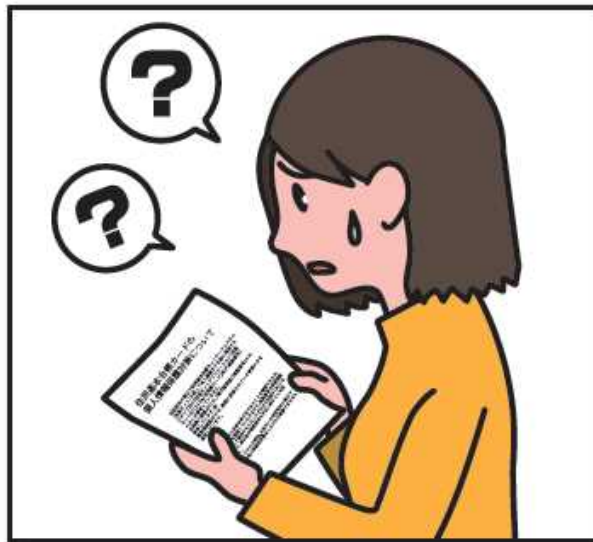
合理的配慮が求められる社会的障壁とは、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもの

- ① **社会における事物** [通行・利用しにくい施設、設備等]
- ② **制度** [利用しにくい制度等]
- ③ **慣行** [障害のある人の存在を意識していない慣習・文化等]
- ④ **観念** [障害のある人への偏見等]

【社会的障壁の具体例】



3cm程度の道路の段差



難しい漢字だらけの書類



代替テキストのない
画像だけのホームページ

08 不当な差別的取扱いの禁止

障害者の権利に関する条約【第二条 定義】

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。 [略]

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針【2 不当な差別的取扱い】

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として [略] 障害者の権利利益を侵害することを禁止している。 [略]

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは [略] 取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者においては 個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るように努めることが望ましい。

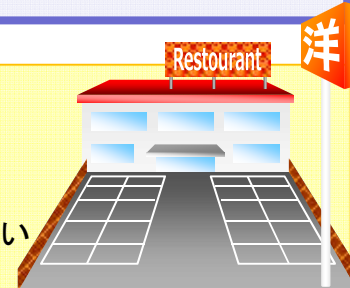
他に差別とならない場合

① 障害のある人を優遇する場合

障害のある人とない人の事実上の平等を促進・達成するために必要な特別な措置を行うこと

② 意思の表明がない場合

障害のある人（またはその家族や介助者等）から社会的障壁を取り除くことを求める意思の表明がない場合（ただし適切な配慮の提案等自主的な配慮に努めることは必要）



09 合理的配慮の不提供の禁止

障害者の権利に関する条約【第二条 定義】

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）【第七条】

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは〔略〕社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針【3 合理的配慮】

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

〔略〕合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

〔略〕合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり〔略〕必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。〔略〕

過重な負担の判断要素

- 事務・事業への影響の程度**（事務や事業の目的・内容・機能の維持を損なうか否か）
- 実現困難度**（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度**
- 事務・事業規模**
- 財政・財務状況**

